

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
<p>第1章 新設</p>	<p>(新設)</p>	<p>第9条 (禁止事項) 1. 基本約款における利用契約の締結の規定に加え、本基本サービスのうち当社が指定するサービス（以下、「指定サービス」といいます。）の申込者に関しては、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、指定サービスの利用申込みを拒絶することができるものとします。当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとします。 (1) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト、米国商務省産業安全保障局が定める Denied Persons List 若しくは Entity List その他これらに相当するリストに掲載されている場合、禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者である場合、その他の当社による申込者への指定サービスの提供が「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する適用法令への違反に該当若しくは該当するおそれのある場合 2. 基本約款における禁止事項の規定に加え、指定サービスの利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。 (1) 当社の事前の承諾なく指定サービスを第三者に利用させる行為 (2) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト、米国商務省産業安全保障局が定める Denied Persons List 若しくは Entity List その他これらに相当するリストに掲載されている第三者又は禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者に指定サービスを利用させる行為、その他の「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する法令に違反する態様で指定サービスを利用する行為 (3) 偽情報、誤情報又は偏向情報を蔓延させるなど、他者を欺罔し、混乱させ、又はその心理を操作する目的又は態様で指定サービスを利用する行為 (4) 犯罪を助長し又は容易にさせる目的又は態様で指定サービスを利用する行為 (5) 人種、民族、宗教、国籍、出身、性別、性自認、性的指向、年齢、障がいの有無又は疾病等による差別及びハラスメントその他の他者の人権を侵害する目的又は態様で指定サービスを利用する行為 (6) 大量破壊兵器又は通常兵器等の開発、製造、使用その他の軍事目的（日本の防衛目的に関するものを除きます。）で指定サービスを利用する行為 (7) 暗号資産のマイニング行為 3. 基本約款における第三者による当社サービスの利用の規定にかかわらず、指定サービスの利用者は、次の各号に従うものとします。 (1) 当社の事前の承諾なく指定サービスをエンドユーザーに利用させること（有償が無償かを問いません。ID・アカウント・パスワード等を発行して利用させる場合を含みますが、これに限りません。）はできません。 (2) 利用者は、当社の事前承諾を得て指定サービスをエンドユーザーに使用させる場合、エンドユーザーに対して当社の定める基本約款及び本約款を遵守させる義務を負うものとします。この場合、当社はエンドユーザーに対して利用契約上一切の義務又は責任を負いません。 (3) 指定サービスにおいてエンドユーザーが行った一切の行為（不作為を含みます。）は、利用者の関与の有無を問わず、利用者が行った行為とみなされ、利用者は、エンドユーザーの行為につき、当社及び第三者に対して民事上の全ての責任及び義務（エンドユーザーが当社及び第三者に対して負うものを含みます。）を負うことに同意します。 (4) 当社はいつでもエンドユーザーの数、本約款の遵守状況その他の当社が必要と判断するエンドユーザーに関する事項に関する報告を求めることができ、利用者はこれに応じて速やかに当社が指定する形式による報告を行うものとします。当該報告を受け、当社がさらなる調査を要すると判断した場合は、利用者は当社の調査に協力するものとします。</p>	<p>高火力 VRT サービスに適用される禁止事項を追加いたします。</p>
		<p>(以下、条番号が繰り返されます)</p>	
<p>第2章 第4節 第20条</p>	<p>第20条 (免責) 1. 本オプショナルサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因又は関連して利用者又は第三者に生じる結果及び損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。 (1) 本オプショナルサービスを利用したピア接続（以下、「ピア接続」といいます。）を行うにあたり必要な、ピア接続する相手方アカウントの利用者（以下、ピア接続する相手方アカウントを、「相手方アカウント」といい、その利用者を、「相手方アカウント利用者」といいます。）とのリソース ID 及びシークレットキーの交換及びこれらの管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知及び関与しないこと。 (2) ピア接続を行うことにより、相手方アカウントが、利用者の利用者データにアクセスすることができること。 (3) 相手方アカウントにおけるローカルルータの設定によっては、利用者が意図しないアカウントから、利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。また、利用者におけるローカルルータの設定によっては、相手方アカウント利用者が意図しないアカウントから、相手方アカウント利用者の利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。 (4) 相手方アカウント利用者との間で、本オプショナルサービスの利用に起因又は関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。 (5) 本オプショナルサービスの利用にあたり必要な、利用者によるサーバのネットワーク設定又はローカルルータの設定は利用者自身の責任において行うものであること。 (6) 相手方アカウントにおける本オプショナルサービスの契約状況によっては、当該相手方アカウントとのピア接続ができなくなる場合があること。なお、この場合においても利用者が本オプショナルサービスを解約しない限り、本オプショナルサービスの利用料金が発生すること。</p>	<p>第21条 (免責) 1. 本オプショナルサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因又は関連して利用者又は第三者に生じる結果及び損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。 (1) 本オプショナルサービスを利用したピア接続（以下、「ピア接続」といいます。）を行うにあたり必要な、ピア接続する相手方のプロジェクト（本サービスの利用を管理する単位をいいます。以下同じ。）の利用者（以下、本節において、ピア接続する相手方のプロジェクトを、「相手方プロジェクト」といい、その利用者を、「相手方プロジェクト利用者」といいます。）とのリソース ID 及びシークレットキーの交換及びこれらの管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知及び関与しないこと。 (2) ピア接続を行うことにより、相手方プロジェクトが、利用者の利用者データにアクセスすることができること。 (3) 相手方プロジェクトにおけるローカルルータの設定によっては、利用者が意図しないプロジェクトから、利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。また、利用者におけるローカルルータの設定によっては、相手方プロジェクト利用者が意図しないプロジェクトから、相手方プロジェクト利用者の利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。 (4) 相手方プロジェクト利用者との間で、本オプショナルサービスの利用に起因又は関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。 (5) 本オプショナルサービスの利用にあたり必要な、利用者によるサーバのネットワーク設定又はローカルルータの設定は利用者自身の責任において行うものであること。 (6) 相手方プロジェクトにおける本オプショナルサービスの契約状況によっては、当該相手方プロジェクトとのピア接続ができなくなる場合があること。なお、この場合においても利用者が本オプショナルサービスを解約しない限り、本オプショナルサービスの利用料金が発生すること。</p>	<p>「アカウント」を「プロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。</p>
<p>第7節 第30条</p>	<p>第30条 (免責) 1. 本オプショナルサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因又は関連して利用者又は第三者に生じる結果及び損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。 (1) アーカイブを共有するアカウントの利用者（以下、本節において、「相手方アカウント利用者」といいます。）への共有キーの提供及び管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知及び関与しないこと。 (2) 共有キーを入手した者は、利用者の利用者データにアクセスし、複製することができること。 (3) 相手方アカウント利用者又は第三者と利用者との間で、本オプショナルサービスの利用に起因又は関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。</p>	<p>第31条 (免責) 1. 本オプショナルサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因又は関連して利用者又は第三者に生じる結果及び損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。 (1) アーカイブを共有するプロジェクトの利用者（以下、本節において、「相手方プロジェクト利用者」といいます。）への共有キーの提供及び管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知及び関与しないこと。 (2) 共有キーを入手した者は、利用者の利用者データにアクセスし、複製することができること。 (3) 相手方プロジェクト利用者又は第三者と利用者との間で、本オプショナルサービスの利用に起因又は関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。</p>	<p>「アカウント」を「プロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。</p>
<p>第8節 第35条</p>	<p>第35条 (利用契約の成立) 1. 本オプショナルサービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、申込者のアカウントにより SIM が本システムにおいて登録（以下、「SIM 登録」といいます。）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、登録に必要な情報を当社が受信したとき）、又は申込者のアカウントによりモバイルゲートウェイが作成（以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます。）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）のいずれか早い時点で成立するものとします。 2. (略)</p>	<p>第36条 (利用契約の成立) 1. 本オプショナルサービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、申込者のプロジェクトにより SIM が本システムにおいて登録（以下、「SIM 登録」といいます。）されたとき（申込者のプロジェクトにより送信された、登録に必要な情報を当社が受信したとき）、又は申込者のプロジェクトによりモバイルゲートウェイが作成（以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます。）されたとき（申込者のプロジェクトにより送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）のいずれか早い時点で成立するものとします。 2. (略)</p>	<p>「アカウント」を「プロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。</p>
<p>第37条</p>	<p>第37条 (SIM 基本利用料) 1. (略) 2. SIM 基本利用料は、SIM 登録時から、利用者のアカウントにより本システムから SIM が削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。ただし、当月に通信（無線閉域網通信又はインターネット通信を指します。以下、本節において同じ。）に利用されなかった SIM については当月の SIM 基本利用料は発生しないものとします。なお、SIM 登録日の属する月及び当該 SIM の登録が削除された日の属する月の SIM 基本利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。 3. (略)</p>	<p>第38条 (SIM 基本利用料) 1. (略) 2. SIM 基本利用料は、SIM 登録時から、利用者のプロジェクトにより本システムから SIM が削除されたとき（利用者のプロジェクトにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。ただし、当月に通信（無線閉域網通信又はインターネット通信を指します。以下、本節において同じ。）に利用されなかった SIM については当月の SIM 基本利用料は発生しないものとします。なお、SIM 登録日の属する月及び当該 SIM の登録が削除された日の属する月の SIM 基本利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。 3. (略)</p>	<p>「アカウント」を「プロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。</p>
<p>第40条</p>	<p>第40条 (モバイルゲートウェイ利用料) 1. (略) 2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のアカウントにより本システムからモバイルゲートウェイが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月及び当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月のモバイルゲートウェイ利用料はそれぞれ1ヶ月分発生</p>	<p>第41条 (モバイルゲートウェイ利用料) 1. (略) 2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のプロジェクトにより本システムからモバイルゲートウェイが削除されたとき（利用者のプロジェクトにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月及び当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月のモバイルゲートウェイ利用料はそれぞれ1ヶ月分発生</p>	<p>「アカウント」を「プロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。</p>

	し、日割り計算はしないものとします。	発生し、日割り計算はしないものとします。	
第9節 第52条	第52条 (本オプションサービスの構成) 1. 本オプションサービスは、本基本サービスの基幹システム（以下、本節において「本システム」といいます。）に作成された SIM リソースを、本システム上に作成したプロジェクトに登録することにより、利用できるものです。これらの作成又は登録（以下、本節において総称して「利用管理」といいます。）については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスが利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。 2. 本オプションサービスの利用には、本サービスのうち「さくらのセキュアモバイルコネクト」を別途契約いただく必要があります。「さくらのセキュアモバイルコネクト」における利用者による設定によっては、本オプションサービスが利用できない場合がありますが、この場合において当社は一切の責を負いません。	第53条 (本オプションサービスの構成) 1. 本オプションサービスは、本基本サービスの基幹システム（以下、本節において「本システム」といいます。）に作成された SIM リソースを、本システム上に作成した モノプラットフォーム プロジェクトに登録することにより、利用できるものです。これらの作成又は登録（以下、本節において総称して「利用管理」といいます。）については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスが利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。 2. 本オプションサービスの利用には、本サービスのうち「さくらのセキュアモバイルコネクト」を別途契約いただく必要があります。「さくらのセキュアモバイルコネクト」における利用者による設定によっては、本オプションサービスが利用できない場合がありますが、この場合において当社は一切の責を負いません。	「プロジェクト」を「モノプラットフォームプロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。
第53条	第53条 (用語の定義) 1. ～3. (略) 4. 「プロジェクト」とは、SIM リソースと利用者が指定したサブオプションサービス間で、適切なルーティングを行うための管理単位をいいます。 5. 「デバイス ID」とは、プロジェクトに SIM リソースを登録したときに、当該 SIM リソースに対して発行される、一意の識別子をいいます。なお、デバイス ID が付与された後、当該 SIM リソースがプロジェクトから削除された場合においても、当該 SIM リソースが再度プロジェクトに登録された場合には、初回登録時に付与されたデバイス ID が再度付与されます。	第54条 (用語の定義) 1. ～3. (略) 4. 「 モノプラットフォーム プロジェクト」とは、SIM リソースと利用者が指定したサブオプションサービス間で、適切なルーティングを行うための管理単位をいいます。 5. 「デバイス ID」とは、 モノプラットフォーム プロジェクトに SIM リソースを登録したときに、当該 SIM リソースに対して発行される、一意の識別子をいいます。なお、デバイス ID が付与された後、当該 SIM リソースが モノプラットフォーム プロジェクトから削除された場合においても、当該 SIM リソースが再度 モノプラットフォーム プロジェクトに登録された場合には、初回登録時に付与されたデバイス ID が再度付与されます。	「プロジェクト」を「モノプラットフォームプロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。
第54条	第54条 (利用契約の成立) 1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、申込者の アカウントにより本システムにおいて プロジェクトが作成されたとき（申込者の アカウント により送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。 2. 本オプションサービスは、法人その他の団体（以下、本節において「法人等」といいます。）がその営業のために又はその営業として利用する場合（以下、本節において「営業用途」といいます。）、又は営利を目的とし法人等が事業のために又は事業として利用する場合（以下、本節において「事業用途」といいます。）にのみ申し込む（プロジェクトを作成する）ことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが営業用途又は事業用途であると相互にみなすものとします。	第55条 (利用契約の成立) 1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、申込者の モノプラットフォーム プロジェクトが作成されたとき（申込者により送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。 2. 本オプションサービスは、法人その他の団体（以下、本節において「法人等」といいます。）がその営業のために又はその営業として利用する場合（以下、本節において「営業用途」といいます。）、又は営利を目的とし法人等が事業のために又は事業として利用する場合（以下、本節において「事業用途」といいます。）にのみ申し込む（ モノプラットフォーム プロジェクトを作成する）ことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが営業用途又は事業用途であると相互にみなすものとします。	「プロジェクト」を「モノプラットフォームプロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。
第56条	第56条 (プラットフォーム基本利用料) 1. プラットフォーム基本利用料は、プロジェクトに登録する SIM リソースに付与されたデバイス ID ごとに発生するものとします。 2. プラットフォーム基本利用料は、SIM リソースがプロジェクトに登録されることによりデバイス ID が付与されたときから、プロジェクトから SIM リソースの登録が削除されることによりデバイス ID が削除されたとき（利用者の アカウント により送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。ただし、当月にプラットフォームを経由する通信（無線開城網通信又はインターネット通信を指します。）に使用されなかったデバイス ID については当月のプラットフォーム基本利用料は発生しないものとします。なお、デバイス ID 付与日の属する月及び当該デバイス ID が削除された日の属する月のプラットフォーム基本利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。 3. 同一月内に同一の SIM リソースを複数回登録することにより同一のデバイス ID が複数回付与された場合（前月以前から継続して登録していた SIM リソースを、プロジェクトから削除した月内に再度登録したことにより同一のデバイス ID が再度付与された場合を含みます。）においては、各々の付与について当該月のプラットフォーム基本利用料が発生するものとします。	第57条 (プラットフォーム基本利用料) 1. プラットフォーム基本利用料は、 モノプラットフォーム プロジェクトに登録する SIM リソースに付与されたデバイス ID ごとに発生するものとします。 2. プラットフォーム基本利用料は、SIM リソースが モノプラットフォーム プロジェクトに登録されることによりデバイス ID が付与されたときから、 モノプラットフォーム プロジェクトから SIM リソースの登録が削除されることによりデバイス ID が削除されたとき（利用者により送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。ただし、当月にプラットフォームを経由する通信（無線開城網通信又はインターネット通信を指します。）に使用されなかったデバイス ID については当月のプラットフォーム基本利用料は発生しないものとします。なお、デバイス ID 付与日の属する月及び当該デバイス ID が削除された日の属する月のプラットフォーム基本利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。 3. 同一月内に同一の SIM リソースを複数回登録することにより同一のデバイス ID が複数回付与された場合（前月以前から継続して登録していた SIM リソースを、 モノプラットフォーム プロジェクトから削除した月内に再度登録したことにより同一のデバイス ID が再度付与された場合を含みます。）においては、各々の付与について当該月のプラットフォーム基本利用料が発生するものとします。	「プロジェクト」を「モノプラットフォームプロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。
第61条	第61条 (利用契約の自動更新及び解約) 1. 基本約款における契約期間の自動更新の規定にかかわらず、利用者が、契約終了日までに、作成した全てのプロジェクトを削除しない限り（以下、本節において全てのプロジェクトの削除を「全削除」といいます。）、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。 2. (略)	第62条 (利用契約の自動更新及び解約) 1. 基本約款における契約期間の自動更新の規定にかかわらず、利用者が、契約終了日までに、作成した全ての モノプラットフォーム プロジェクトを削除しない限り（以下、本節において全ての モノプラットフォーム プロジェクトの削除を「全削除」といいます。）、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。 2. (略)	「プロジェクト」を「モノプラットフォームプロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。
第10節 第62条	第62条 (本β版サービスの内容) 1. 本β版サービスは、第8節に定めるさくらのセキュアモバイルコネクト及び第9節に定めるさくらのモノプラットフォーム（以下、本節において総称して「各オプションサービス」といいます。）のサブオプションサービス（ 第32条 及び 第51条 に定めるものを指します。以下同じ。）のうち、試験的に提供される、開発中のサービスの総称です。本β版サービスには、 第10条 の規定が適用されます。 2. ～3. (略)	第63条 (本β版サービスの内容) 1. 本β版サービスは、第8節に定めるさくらのセキュアモバイルコネクト及び第9節に定めるさくらのモノプラットフォーム（以下、本節において総称して「各オプションサービス」といいます。）のサブオプションサービス（ 第33条 及び 第52条 に定めるものを指します。以下同じ。）のうち、試験的に提供される、開発中のサービスの総称です。本β版サービスには、 第11条 の規定が適用されます。 2. ～3. (略)	条文の追加に伴う条番号の修正を行います。
第63条	第63条 (利用契約の成立) 1. 本β版サービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、各オプションサービスの利用者が本β版サービスの利用に関するコントロールパネル上の設定を完了したとき（各オプションサービスの利用者の アカウント により送信された、本β版サービスの利用に必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。	第64条 (利用契約の成立) 1. 本β版サービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、各オプションサービスの利用者が本β版サービスの利用に関するコントロールパネル上の設定を完了したとき（各オプションサービスの利用者の プロジェクト により送信された、本β版サービスの利用に必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。	「アカウント」を「プロジェクト」へ名称変更いたします。サービス内容に変更はございません。
第11節 第77条	第77条 (免責) 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、 第9条 に定める品質保証は適用しないものとします。	第78条 (免責) 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、 第10条 に定める品質保証は適用しないものとします。	条文の追加に伴う条番号の修正を行います。
第12節 第78条	第78条 (本オプションサービスの内容) 1. 本オプションサービスは、SSL サーバ証明書の発行及び失効にかかる業務を行う組織（以下、本節において「認証局」といいます。）に対する、SSL サーバ証明書の発行（当該 SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該 SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます。）又は 第84条 に定める有効期間の更新に必要な認証局への諸手続、及び、当該手続により発行又は更新された SSL サーバ証明書を利用者が本基本サービス上で利用するために必要な設定作業を、利用者代わりに当社が行うサービスです。本オプションサービスにより、SSL サーバ証明書の発行申請又は有効期間の更新を行うことができる認証局及び SSL サーバ証明書の品目は、サービスサイトのうち、本オプションサービスの説明を行うウェブページ（以下、本節において「本サービスページ」といいます。）に定めるものとします。 2. (略)	第79条 (本オプションサービスの内容) 1. 本オプションサービスは、SSL サーバ証明書の発行及び失効にかかる業務を行う組織（以下、本節において「認証局」といいます。）に対する、SSL サーバ証明書の発行（当該 SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該 SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます。）又は 第85条 に定める有効期間の更新に必要な認証局への諸手続、及び、当該手続により発行又は更新された SSL サーバ証明書を利用者が本基本サービス上で利用するために必要な設定作業を、利用者代わりに当社が行うサービスです。本オプションサービスにより、SSL サーバ証明書の発行申請又は有効期間の更新を行うことができる認証局及び SSL サーバ証明書の品目は、サービスサイトのうち、本オプションサービスの説明を行うウェブページ（以下、本節において「本サービスページ」といいます。）に定めるものとします。 2. (略)	条文の追加に伴う条番号の修正を行います。
第83条	第83条 (失効) 1. ～2. (略) 3. 当社及び認証局は、本条第1項及び 第85条 第3項の場合を含め、その理由の如何を問わず、SSL サーバ証明書の失効に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。	第84条 (失効) 1. ～2. (略) 3. 当社及び認証局は、本条第1項及び 第86条 第3項の場合を含め、その理由の如何を問わず、SSL サーバ証明書の失効に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。	条文の追加に伴う条番号の修正を行います。
第13節 第86条	第86条 (本β版サービスの内容) 1. β版サービスとは、開発中のサービスを試験的に提供するものであり、本β版サービスは、当社が本基本サービス上に構築した環境において、利用者が、コンテナ技術を用いてパッケージ化した利用者のアプリケーション（以下、「コンテナイメージ」といいます。）を登録及び実行することで、必要に応じて自動的にスケーリングを行うサービスです。本β版サービスには、 第10条 が適用されます。 2. (略)	第87条 (本β版サービスの内容) 1. β版サービスとは、開発中のサービスを試験的に提供するものであり、本β版サービスは、当社が本基本サービス上に構築した環境において、利用者が、コンテナ技術を用いてパッケージ化した利用者のアプリケーション（以下、「コンテナイメージ」といいます。）を登録及び実行することで、必要に応じて自動的にスケーリングを行うサービスです。本β版サービスには、 第11条 が適用されます。 2. (略)	条文の追加に伴う条番号の修正を行います。
附則 第1条	第1条 (適用開始) この約款は、 2024年9月30日 から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、 2025年2月7日 より適用されます。	第1条 (適用開始) この約款は、 2025年2月7日 から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、 2025年4月16日 より適用されます。	本改定に伴う適用日の変更を行います。
第2条	第2条 (さくらのセキュアモバイルコネクト回線維持手数料の特則) 第38条 第1項の規定にかかわらず、2022年8月1日においてすでにさくらのセキュアモバイルコネクトの基幹システムに登録されている SIM については、2022年8月1日から起算して12ヶ月間、SIM の登録が削除されず、かつ、当該 SIM を利用した通信が全く行われなかった場合に回線維持手数料が発生し、その後も、連続して通信が行われない期間が12ヶ月経過することに発生するものとします。	第2条 (さくらのセキュアモバイルコネクト回線維持手数料の特則) 第39条 第1項の規定にかかわらず、2022年8月1日においてすでにさくらのセキュアモバイルコネクトの基幹システムに登録されている SIM については、2022年8月1日から起算して12ヶ月間、SIM の登録が削除されず、かつ、当該 SIM を利用した通信が全く行われなかった場合に回線維持手数料が発生し、その後も、連続して通信が行われない期間が12ヶ月経過することに発生するものとします。	条文の追加に伴う条番号の修正を行います。